

(仮称)四万十市水害に強い土地利用条例(案)に係る

説明会開催及びパブリックコメントのお知らせ

近年、全国各地で激甚化・頻発化する豪雨災害により甚大な被害が発生しております。本市でも、このような豪雨災害に備えるため、関係機関と連携しながら「流域治水プロジェクト」に取り組み、市民が安全安心に暮らせる水害に強いまちづくりを目指しているところです。

この取り組みの中で、相ノ沢川および楠島川の内水氾濫により深刻な家屋浸水被害をもたらした平成 26 年 6 月の梅雨前線豪雨による再度災害を防止するため、国土交通省、高知県、四万十市が連携して、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な内水対策を進めるとともに役割を明確化させ、今年6月、国土交通省による排水樋門、高知県の楠島川放水路、本市の排水機場建設が完成したところです。

しかしながら一方で、この施設整備による効果を最大限発揮させ維持していくためには、今後、無秩序な開発などを規制し、適切な土地利用に取り組んでいく必要があります。

このため、本市では、浸水被害拡大を防ぐとともに良好な宅地水準の確保に向けて、当該浸水区域に新たな土地利用に関するルールを条例化し、更なる水害リスクの低下を図りたいと考えております。

つきましては、(仮称)四万十市水害に強い土地利用条例(案)について、広く市民の皆様にお知らせするとともに説明会の開催、並びに皆様のご意見を募集いたします。詳しくは、ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

<条例案のご意見募集>

1. ご意見募集期間

令和5年 10 月 10 日(火)～令和5年 10 月 24 日(火)

2. 縦覧場所

- ① 四万十市 まちづくり課(中村大橋通 4 丁目 10 番地 四万十市役所 5 階)
午前8時 30 分～午後5時 ※土曜日、日曜日、祝日を除く
- ② 市ホームページ

URL: <https://www.city.shimanto.lg.jp/soshiki/12/11403.html>

3. ご意見送付方法

意見提出用紙にご記入のうえ、下記宛先まで電子メール、郵送又は FAX のいずれかの方法により、意見募集期間の最終日必着で送付願います。

<説明会>

1. 日時 令和5年 11 月 1 日(水) 午後6時～

2. 場所 四万十市防災センター 2 階会議室 (不破 2058-20)

問い合わせ先(宛先)

四万十市まちづくり課

〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通 4-10

TEL : 0880-34-6127 ・ Fax : 0880-34-0381

メール : keikaku@city.shimanto.lg.jp

【条例案の対象となる地域】

相ノ沢川・楠島川沿川の具同、楠島地区の一部地域

